

別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は、図1.1に示す京都府与謝郡伊根町内に存する本庄漁港（第2種漁港）内の図1.2に示す青線で囲まれた範囲及び赤線で囲まれた範囲であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうかを確認するための土砂採取位置は、図1.2に示すとおりである。



出典) 「京都府の漁港一覧」 (京都府ウェブサイト、平成30年1月25日閲覧)

図1.1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫場所 (港湾位置図)

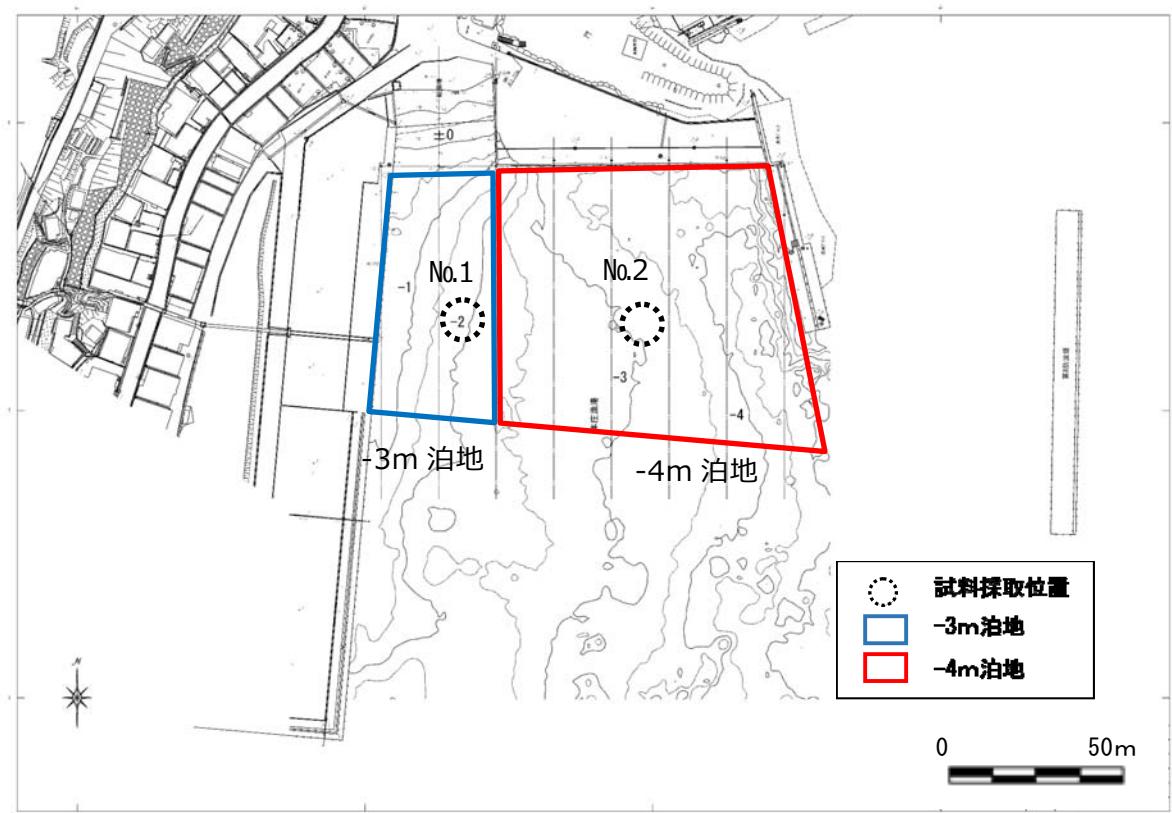


図 1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

(2) 政令で定める基準の適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を図 1.2 に分析結果を表 1.1 に示す。試料採取地点は 2 地点である。これらは以下に示す理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

「底質調査方法」（環境省水・大気環境局、平成 24 年 8 月）の精密調査では、サンプリング地点を均等配置することを基本的な考え方としており、港湾内及び河川等に浚渫範囲が存在する場合は、河川及び水路における配置の考え方（50m 間隔の均等配置）が示されている。浚渫区域周辺には工場等の排水や土砂が流入する河川ではなく、冬季風浪等に伴う激浪時に沖合からの漂砂の流入による影響で土砂が堆積している。このため、浚渫範囲内に 50m 間隔で 2 地点を配置することにより、浚渫範囲が概ね網羅できることから、試料調査地点を設定した。

また、鉛直方向における性状を把握するため、採取深度を各浚渫区域の浚渫深さとして、現況海底面（以降、「GL」という。）に対して、-3m 泊地（No.1）は、GL-2m から浚渫深さ GL-3m の 1m、-4m 泊地（No.2）は、GL-3m から浚渫深さ GL-4m の 1m まで、潜水士により柱状採泥器にて鉛直採取し、全量を混合したものを 1 試料として分析した。

採取試料の分析結果より、浚渫区域内の水底土砂の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」※¹を全て満足している。

また、浚渫場所は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域の指定」（昭和 48 年 環境庁告示第 18 号）による指定水域（田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域）に属さないことから、浚渫区域内の水底土砂は「指定水底土砂」※²に該当しない。

したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

※1 「水底土砂」に係る判定基準

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年 総理府令第 6 号）により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 46 年政令 201 号）により定める「特定水底土砂」の判定基準。

※2 「指定水底土砂」の判定基準

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が 20% 以上であること。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 17 年政令 209 号）、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定」（昭和 48 年 環境庁告示第 18 号）関連。

表 1.1 水底土砂の判定基準への適合状況

番号	項目	単位	No. 1 -3m 泊地	No. 2 -4m 泊地	判定基準換算値*	判定
			試料採取日	H29. 8. 19		
1	アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0025	以下
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.05	以下
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	0.05	以下
5	有機燐化合物	mg/L	<0.1	<0.1	0.5	以下
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	0.25	以下
7	ひ素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	0.05	以下
8	ジアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	0.5	以下
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0015	以下
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	1.5	以下
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	1	以下
12	ふつ化物	mg/L	0.35	0.3	7.5	以下
13	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.15	以下
14	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.05	以下
15	ペリリウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	1.25	以下
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	1	以下
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.6	以下
18	ハナジウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.75	以下
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	20	以下
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1	以下
21	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.01	以下
22	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.02	以下
23	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.5	以下
24	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.2	以下
25	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1.5	以下
26	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.03	以下
27	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.01	以下
28	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.03	以下
29	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.015	以下
30	チオヘンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.1	以下
31	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.05	以下
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	0.05	以下
33	1, 4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	0.25	以下
34	タイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0004	0.0004	5	以下

*判定基準換算値は、柱状試料 1m 分を混合して分析したため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号) で定める判定基準値の 1/2 とした。